

第四中学校・第八中学校統合新校校舎等整備
基本構想・基本計画（案）

平成31年（2019年）1月
中野区教育委員会事務局子ども教育施設分野

(目次)

1	中野区立小中学校再編計画（第2次）	
（1）	第四中学校と第八中学校の統合の考え方	1
（2）	統合新校の通学区域等	2
2	計画地周辺に関する状況	
（1）	敷地の現状	4
（2）	建築条件等	5
3	統合新校校舎等整備の基本的な考え方	
（1）	計画コンセプト	6
（2）	新校舎等の整備にあたっての基本方針	7
（3）	統合新校校舎等の整備にあたっての具体的事項	7
4	全体施設計画	
（1）	施設規模の整理	9
（2）	諸室の機能図	11
（3）	各種計画	12
（4）	基本配置案	14

1 中野区立小中学校再編計画（第2次）

（1）第四中学校と第八中学校の統合の考え方

① 統合のスケジュール

平成25年11月に決定した「中野区立小中学校再編計画（第2次）」により、2021年3月末に第四中学校、第八中学校を閉校し、同年4月に統合新校を開校する。

統合新校の新校舎は、現在的美鳩小学校の校地（中野区若宮3-53-16）に建築するため、現在的美鳩小学校の校舎を取壊し、建て替えることとなる。そのため、校舎新築工事期間中は、現在の第四中学校の校舎を使用する。

第四中学校と第八中学校の統合及び新校舎建築に係るスケジュールは、以下のとおりである。

○ 第四中学校・第八中学校統合スケジュール（予定）

2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
統合の準備			統合 (第四中の位置)		
	← 第四中校舎 改修工事 →				
← 基本構想・ 基本計画 →	← 基本設計・実施設計 →		← 新校舎建築工事 (現美鳩小の位置) →		新校舎 供用開始

② 学校統合委員会の設置

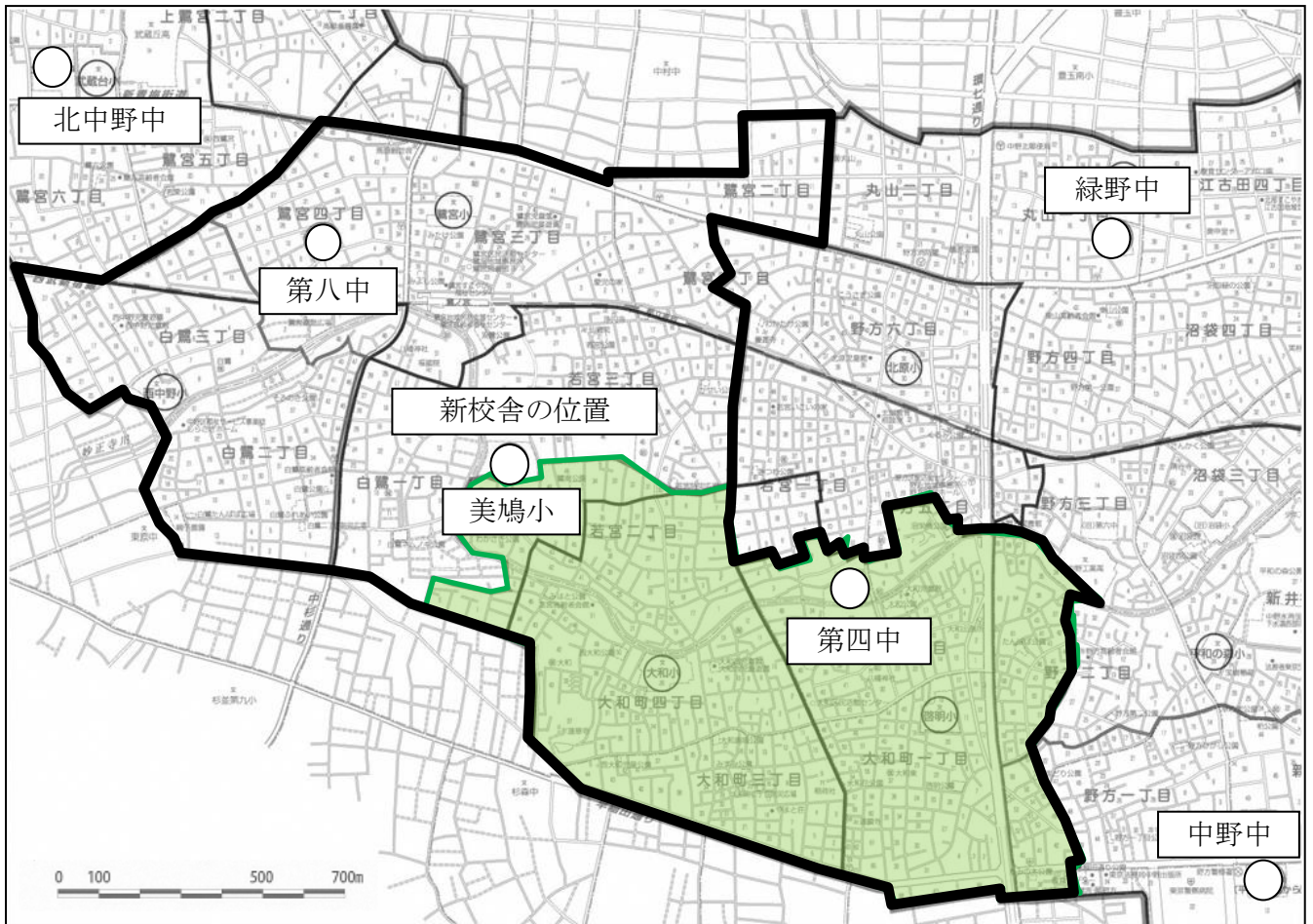
学校統合委員会は、教育委員会から委嘱された委員によって構成され、第四中学校と第八中学校の統合により設置する新校の名称や校章、校歌、校旗、学校指定品、校舎等の施設などについて協議し、その結果を教育委員会に報告することを役割とする。

(2) 統合新校の通学区域等

① 予定される通学区域

統合新校の通学区域は、野方一・二・五丁目、大和町一～四丁目、若宮一～三丁目、鷺宮一～四丁目、白鷺一～三丁目となる。

○ 第四中学校、第八中学校の通学区域



② 想定される学級数の推計と普通教室数

統合時、2021年度の学級数は16学級の推計だが、2024年度には18学級になると推計している。区では子育て支援を推進しており、今後生徒の増加も想定されることから、新校舎においては、各学年が2学級ずつ増加しても対応できるように普通教室は24教室用意する。

【統合新校の生徒数及び学級数の推計表】

学校名	年度	2021		2022		2023		2024	
	学年	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
第四中・第八中 統合新校	1	192	6	199	6	198	6	225	7
	2	190	5	194	5	200	5	200	5
	3	179	5	191	5	196	5	202	6
	計	561	16	584	16	594	16	627	18

(参考) 統合前の両校の生徒数及び学級数の推計表 (通学区域変更反映)

学校名	年度	2018		2019		2020	
	学年	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
第四中	1	89	3	78	3	93	3
	2	91	3	82	3	79	2
	3	78	2	79	2	83	3
	計	258	8	239	8	255	8
第八中	1	60	2	97	3	94	3
	2	68	2	87	3	98	3
	3	59	2	97	3	88	3
	計	187	6	281	9	280	9

2 計画地周辺に関する状況

(1) 敷地の現状



① 東側道路



② 南門



③ 南側道路



④ 西側道路



⑤ 北側道路

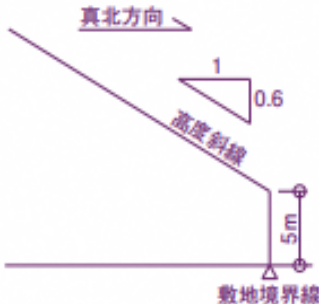


⑥ 東門



(2) 建築条件等

敷地の概要

項目	内容
所在地	東京都中野区若宮三丁目 53 番 16 号 (住居表示) (現美鳩小学校敷地)
前面道路	【北】 区道 42-1190 建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号道路 道路幅員 : 6.0~11.12m
	【南】 区道 42-60 建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号道路 道路幅員 : 4.0~9.12m
	【東】 北 区道 42-830 建築基準法第 42 条第 2 項道路 道路幅員 : 4.0m (一部、建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号道路 道路幅員 : 4.0~4.76m) 南 区道 42-60 建築基準法第 42 条第 2 項道路 道路幅員 : 4.0m
	【西】 河川 (幅員 : 18.0m 河川管理用通路含む)
用途地域	第一種低層住居専用地域
敷地面積	約 13,326 m ²
防火指定	準防火地域
容積率	150% (指定)
建ぺい率	70% (指定 60%+角地 10%)
高度地区	第一種高度地区 
最高限度高さ	10m
道路斜線	適用距離 : 20m 勾配 : 1.25
隣地斜線	規定なし
北側斜線	立上り : 5m + 勾配 : 1.25
日影規制	範囲 5m : 4.0 h 範囲 10m : 2.5 h 測定水平面 : 1.5m

3 統合新校校舎等整備の基本的な考え方

(1) 計画コンセプト

中野区では、主に以下の構想・計画等を踏まえ、統合新校の校舎等を整備していく。

○中野区基本構想(平成28年3月改定)	○新しい中野をつくる10か年計画(第3次)(平成28年4月)
・自ら学び可能性を拓く 子どもが育つまち	<ul style="list-style-type: none"> ・質の高い教育環境の整備 (学校再編による生徒数や学級数の一定数確保と子ども同士の交流など、集団活動の良さを活かした活気あふれる学校運営) ・体力向上させる取組の推進 (生徒の自発的な運動を誘発するための環境整備など、学校生活を通じた体力づくりの推進) ・特別支援教育の推進 (特別支援教育の充実、全小中学校に特別支援教室の設置)

○ 中野区教育ビジョン(第3次)

- ・ 教育理念「一人ひとりの可能性を伸ばし、未来を切り拓く力を育む」

○ 中野区立小中学校再編計画(第2次)

- ・ 第四中学校・第八中学校の統合

○ 中野区立小中学校施設改築等整備の考え方(平成19年8月)

- ・ 学習空間としての学校
- ・ 生活空間としての学校
- ・ 健康・体力を増進する学校
- ・ 地域コミュニティ施設としての学校

(2) 新校舎等の整備にあたっての基本方針

「中野区立小中学校施設整備計画」に基づき、以下の考え方のもと、新校舎等の整備を進めていく。

- ① 多様な学習環境を可能にし、地域活動の拠点となる施設の整備
- ② 効率的効果的な施設配置や施設設備の共同化
- ③ 今後の教育環境や社会状況の変化に対応できる学校施設の整備
- ④ 快適で安全かつ安心な施設環境の確保

(3) 統合新校校舎等の整備にあたっての具体的事項

新校舎等の整備にあたっての基本方針に関する具体的な対応については、以下のとおりとする。

- ① 多様な学習環境を可能にし、地域活動の拠点となる施設の整備
 - ・ 校舎や校庭を一体的に使用していく新たな教育環境として、上履きを使用しない「一足制」での運用による校舎を整備していく。
 - ・ 災害時には屋内運動場等が有効に機能するよう、防災性能の高い施設として整備するとともに、通用門についても防災機能を意識のうえ整備していく。
 - ・ 学級単位での学習のほか、チームティーチングによる学習、少人数指導、グループ学習等、多様な学習形態に対応できる施設をつくる。
- ② 効率的効果的な施設配置や施設設備の共同化
 - ・ 少人数指導教室として授業中使用する部屋を、放課後は生徒会の活動場所としても活用するなど、限られた諸室を工夫して使用できるようにする。
 - ・ 図書室とコンピュータ室を一体的に整備し、「学ぶ」「調べる」「伝える」といった学習が効率的・効果的に行えるようにする。
 - ・ 会議室と多目的室を一体的に整備するなど、諸室の機能は活かしつつも多目的・多機能なスペースとしても活用できる施設をつくる。
 - ・ 特別支援学級の設置にあたっては、第四中学校の「四葉学級」における教育環境を踏まえつつ、設置階層や教室の採光、通常学級との交流、トイレの位置等に配慮のうえ、引き続き障害の状態や状況に応じた適切な指導を行えるようにする。
 - ・ 発達に課題のある生徒に落ち着いた環境で専門的な指導を行えるよう、学習環境に配慮した特別支援教室を配置していく。
- ③ 今後の教育環境や社会状況の変化に対応できる学校施設の整備
 - ・ これからの情報教育の進展にも柔軟に対応できるよう、普通教室、少人数指導教室、特別支援学級等におけるICT教育環境を整備する。
 - ・ 環境教育の充実を図るとともに、ヒートアイランド現象等の環境問題に対応をするため、施設の緑化などのほか、自然エネルギーを活用した省エネ・省資源型の施設づくりを行う。

- ・ 学校に必要な機能等を定めた標準仕様を基本とし、改築の経費や後年度負担（ライフサイクルコスト）の縮減も見据えた、できる限りコンパクトで維持管理のしやすい施設づくりを行う。
- ・ 屋内運動場、校庭を最大限確保のうえ、体力づくりを進められる環境を整備する。

④ 快適で安全かつ安心な施設環境の確保

- ・ 生徒が安心して気持ちよく過ごせる生活の場、異学年交流が行えるスペースをつくる。
- ・ 統合新校の新校舎として、通学区域における生徒推計値のほか、近隣道路の交通量や生徒の登下校時の混雑等を配慮した通学門を整備していく。
- ・ 不審者の侵入防止や、学校周辺からの視線対策など、十分な安全・防犯対策を講じる。
- ・ 校地北側の一部は直接、又、東側、南側は4 m弱の区道を隔て民家と接していることから、防音対策や視線対策を行うなど、周辺環境にも配慮のうえ整備していく。
- ・ 校庭、屋内運動場を中心とした学校開放を踏まえ、生徒の学校生活の安心・安全を十分に確保したうえで子どもから高齢者、障害のある人にも不自由なく利用できるユニバーサルデザインの考え方による施設づくりを行う。

4 全体施設計画

(1) 施設規模の整理

施設の規模は、「中野区立小中学校施設整備計画」による標準仕様を基本としつつ、統合後の生徒数に応じた教室数や給食室等を確保する。

また、現在第四中学校に四葉学級があることから、統合新校においても特別支援学級を設置する。

なお、普通教室は、既存の寸法(縦9 m×横7 m)より大きく整備する(縦8 m×横9 m、若しくは縦9 m×横8 m)。

【中学校の施設規模】

※普通教室 1 教室を 1 コマとする

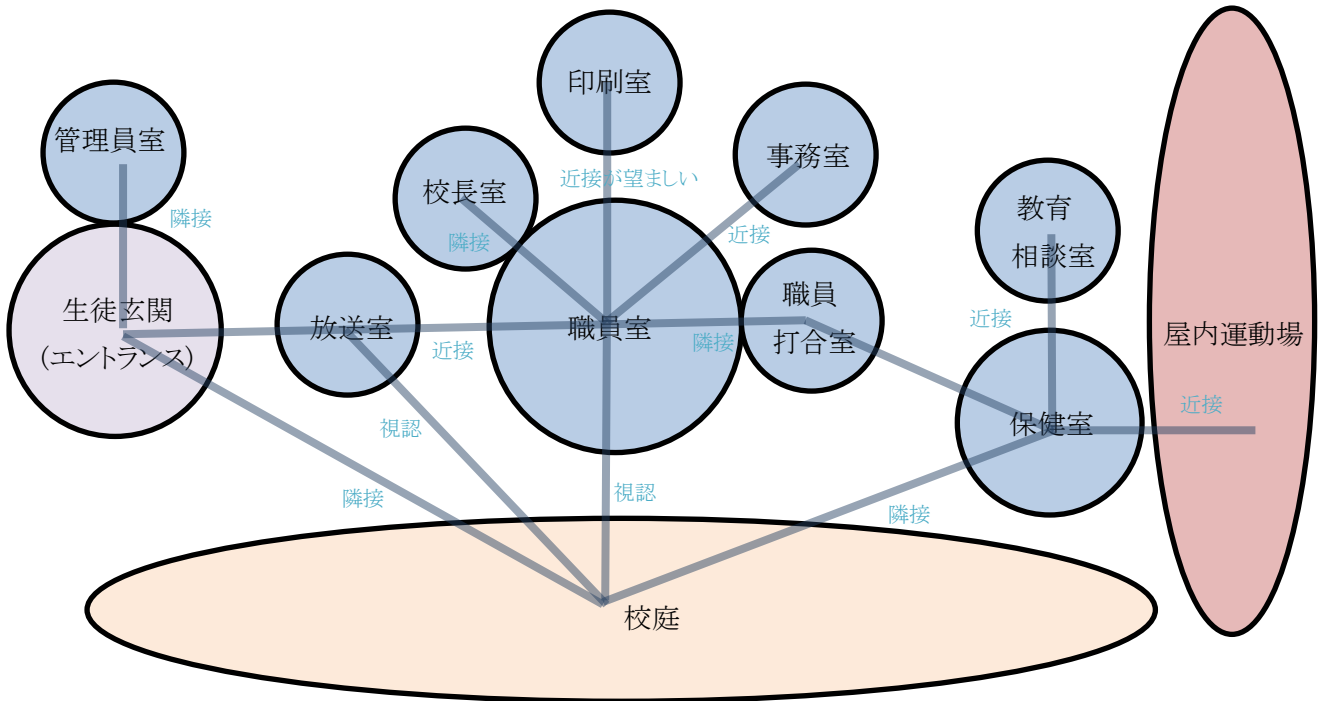
種類	室名	標準仕様 (15教室)					新校舎 (24教室)	
		規模 (コマ数)	室数	合計 (コマ数)	一室の規模 (㎡)	合計 (㎡)	合計 (コマ数)	合計 (㎡)
普通教室	普通教室	1	15	15	72.00	1,080.00	24	1,728.00
特別教室等	第一理科室・準備室	2	1	2	144.00	144.00	25	144.00
	第二理科室・準備室	1.5	1	1.5	108.00	108.00		108.00
	美術室・準備室	2	1	2	144.00	144.00		144.00
	技術室・準備室	2.5	1	2.5	180.00	180.00		180.00
	第一音楽室・準備室	2	1	2	144.00	144.00		144.00
	第二音楽室・準備室	1.5	1	1.5	108.00	108.00		108.00
	家庭科室・準備室	2.5	1	2.5	180.00	180.00		180.00
	図書室・準備室	2.5	1	2.5	180.00	180.00		180.00
	多目的室	1.5	1	1.5	108.00	108.00		108.00
	コンピュータ室	1.5	1	1.5	108.00	108.00		108.00
	少人数指導教室	0.5	3	1.5	36.00	108.00		108.00
	特別支援教室	1	1	1	72.00	72.00		72.00
	特別支援学級	0.5	3	1.5	36.00	108.00		108.00
特別支援学級 (大教室)	1.5	1	1.5	108.00	108.00	108.00		
管理諸室	職員室	2.5	1	2.5	180.00	180.00	13.75	180.00
	校長室	0.5	1	0.5	36.00	36.00		36.00
	事務室	0.5	1	0.5	36.00	36.00		36.00
	管理員室	0.5	1	0.5	36.00	36.00		36.00
	管理員倉庫	0.25	1	0.25	18.00	18.00		18.00
	保健室	1	1	1	72.00	72.00		72.00
	教育相談室	0.5	1	0.5	36.00	36.00		36.00
	進路指導室	0.5	1	0.5	36.00	36.00		36.00
	印刷室	0.5	1	0.5	36.00	36.00		36.00
	倉庫・教材室	0.5	6	3	36.00	216.00		216.00
	教職員更衣室	0.5	2	1	36.00	72.00		72.00
	放送室	0.5	1	0.5	36.00	36.00		36.00
	会議室	1	1	1	72.00	72.00		72.00
	職員打合せ室	0.5	1	0.5	36.00	36.00		36.00
	地域連携室	0.5	1	0.5	36.00	36.00		36.00
職員・来客トイレ	0.25	2	0.5	18.00	36.00	36.00		
給食室	給食室	5	1	5	360.00	360.00	5.56	400.00
屋内運動場等	屋内運動場	20	1	20	1,440.00	1,440.00	20	1,440.00
	プール関係諸室	2.5	1	2.5	180.00	180.00	2.5	180.00
共用	エントランス	1.5	1	1.5	108.00	108.00	1.5	108.00
	エレベーター	0.75	1	0.75	54.00	54.00	0.75	54.00
その他	生徒用更衣室	0.5	2	1	36.00	72.00	1	72.00
	生徒会室	0.5	1	0.5	36.00	36.00	0.5	36.00
	PTA室	0.5	1	0.5	36.00	36.00	0.5	36.00
	備蓄倉庫	1	1	1	72.00	72.00	1	72.00
小計			86.5	4,806.00	6,228.00	96.06	6,916	
その他共用 (小計×30%)	廊下・階段・トイレ等			25.95		1,868.40	28.82	2,074.80
施設合計				112.45		8,096.40	124.88	8,991.36

※ 面積 (㎡) からコマ数を算出している為端数調整あり

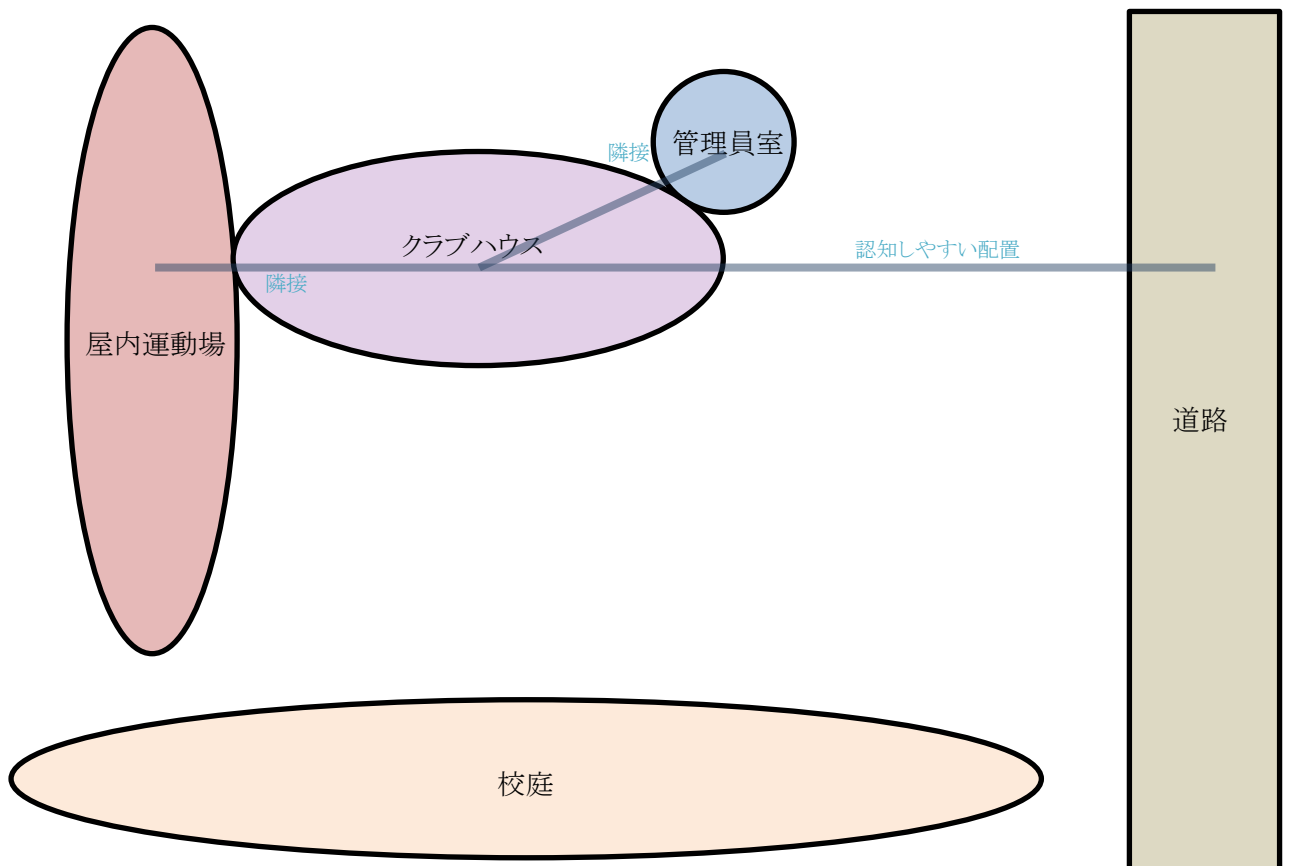
(2) 諸室の機能図

諸室配置の前提条件を以下のとおり整理する。

① 管理諸室



② クラブハウス・屋内運動場



(3) 各種計画

各種計画概要は、統合新校校舎等整備の基本的な考え方にに基づき、以下に整理する。

① 配置計画

- ・ 校舎棟は敷地の北側を中心に配置し、南向き・東向き諸室に十分な日照、採光、通風を確保できる様に配置する。
- ・ 校庭は、トラック 150m(6 レーン)程度、直線 50m(6 レーン)程度、直線 100m (3 レーン) 程度及び 200m(4 レーン)程度を確保する。また、日照を十分確保した、水はけの良い校庭（人工芝）とする。
- ・ ソフトテニスやバスケットボールのクラブ活動を踏まえ、人工芝とは異なる材質の校庭も整備する。
- ・ プールは、消防水利としての活用その他、災害時の避難所としての生活用水を確保するため、校舎の屋上に配置する。
- ・ セキュリティ確保のため、地域開放を行う「クラブハウス」の動線は学校と分離させる。
- ・ 給食室は、搬出入車に対する生徒の安全を確保出来るよう、生徒出入口とは別に搬入口が確保できる位置に配置する。
- ・ 通学区域における生徒推計値を踏まえ、敷地東側に正門を配置するほか、南側にも通学門を整備する。

② 平面計画

- ・ 普通教室は、南向き採光が可能となるように配置する。
- ・ 特別支援学級は、普通学級の生徒との交流を促進する配置とするほか、障害の状態や特性等への配慮から、職員室に近接した配置とし、安全性を確保する。
- ・ 技術室、音楽室は十分な防音対策を図るなど遮音等に配慮のうえ配置する。
- ・ 特別支援教室は、落ち着いた環境で専門的な指導が行えるよう配慮のうえ配置する。
- ・ 職員室・校長室は、各学年の管理のしやすさや、校庭への見渡し、防犯上の観点から、校庭に面した2階での配置とする。
- ・ 教育空間の拡張や環境負荷の軽減等に有効なバルコニーを整備する。
- ・ 管理員室は、屋内運動場の地域開放を含む来訪者対応を行うことから、エントランスに近接した配置とする。
- ・ 保健室は、校庭・屋内運動場との連絡が良く、救急車両が近接しやすい1階に配置する。
- ・ 学校における教育相談を充実させるため、教育相談室は保健室と近接した配置とする。
- ・ 放送室は、校庭への見渡しや教職員・生徒の利便性に配慮し、校庭に面した2階での配置とする。

- ・ 衛生面での配慮のうえ、各教室へ給食の配膳が行えるよう、給食室・配膳室、トイレを配置する。
- ・ 備蓄倉庫は、1階での配置を基本とし、屋内運動場に近接させる。
- ・ クラブハウスは、セキュリティ確保のため、専用の出入口を設け、生徒の出入りと交錯しないアプローチとなるように配慮を行う。また校舎内でのセキュリティを考慮した動線となるよう計画する。
- ・ プールの設置においては、周辺からの視線等に配慮した計画とする。

③ 構造計画

- ・ 学校としての耐震性能を確保するため、構造設計指針(平成30年4月東京都財務局)における耐震性の目標水準(分類Ⅱ)を考慮のうえ、整備する。(必要保有水平耐力1.25倍割増し)

④ 設備計画

- ・ 安全性、信頼性が高く、機器更新やメンテナンスが容易な設備計画とする。
- ・ 空調設備は、屋内運動場を含めた各教室に導入する。
- ・ 屋内運動場のような大空間の空調設備は、ランニングコストの低減に配慮した機器を採用する。

⑤ 環境計画

- ・ 環境の実践的教材として、太陽光発電装置を設置する等、省エネルギーや環境に配慮した計画とする。

(4) 施設配置案

① 基本配置についての第1次検討

建築基準法、都市計画法上の用途地域等を踏まえ、校舎・校庭の配置について、以下の比較検討を行った。

ア 校舎北側・東側配置案（校庭南西側配置案）

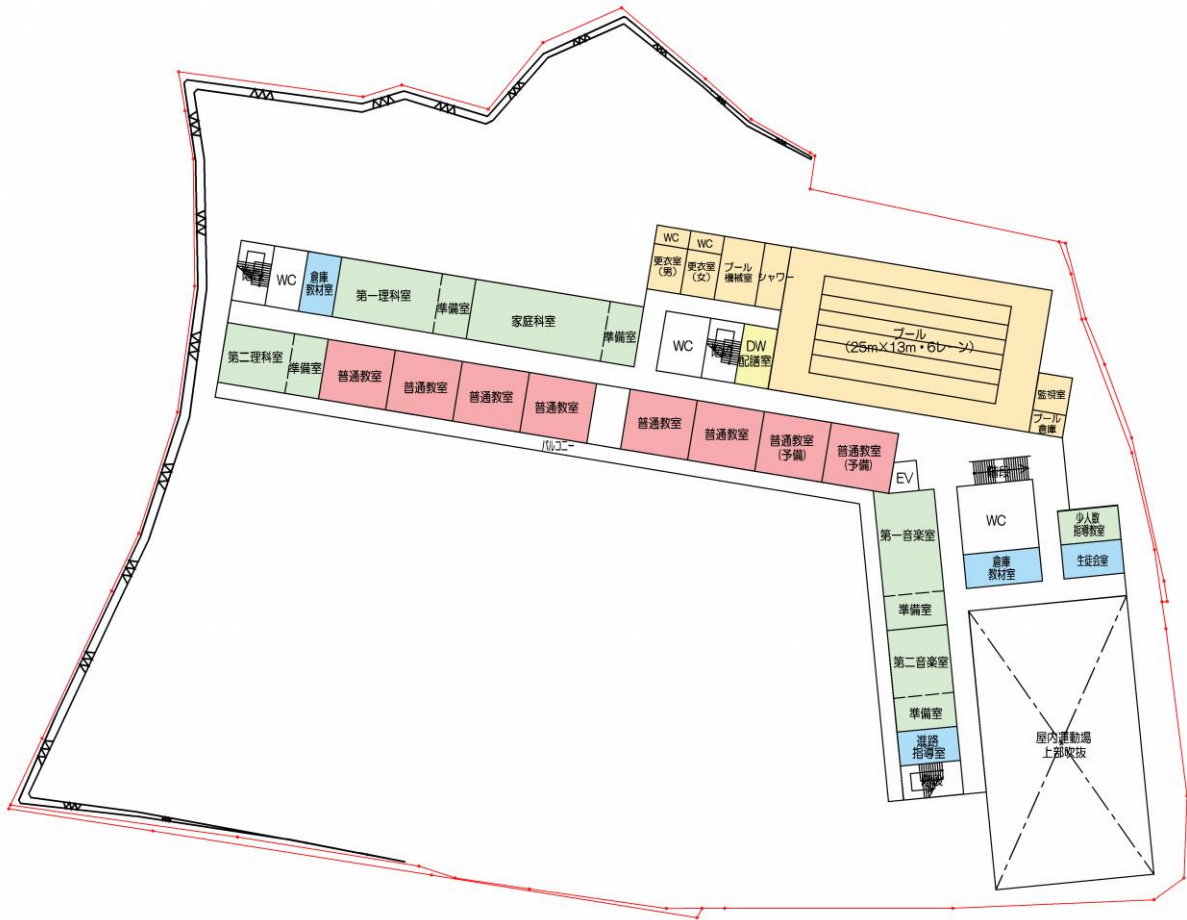
整形な校庭を確保できるほか、普通教室や校庭への日照・採光も確保でき、開放施設を東側に集約することにより、セキュリティを確保し易い。

イ 校舎北側配置案（校庭南側配置案）

普通教室や校庭への日照・採光を確保できるが、校庭が南北に狭い形状となり、校庭での活動に制限を及ぼす。

また、開放施設と学校施設が一体的な施設となるためセキュリティに十分配慮する必要があり、教育環境として課題がある。

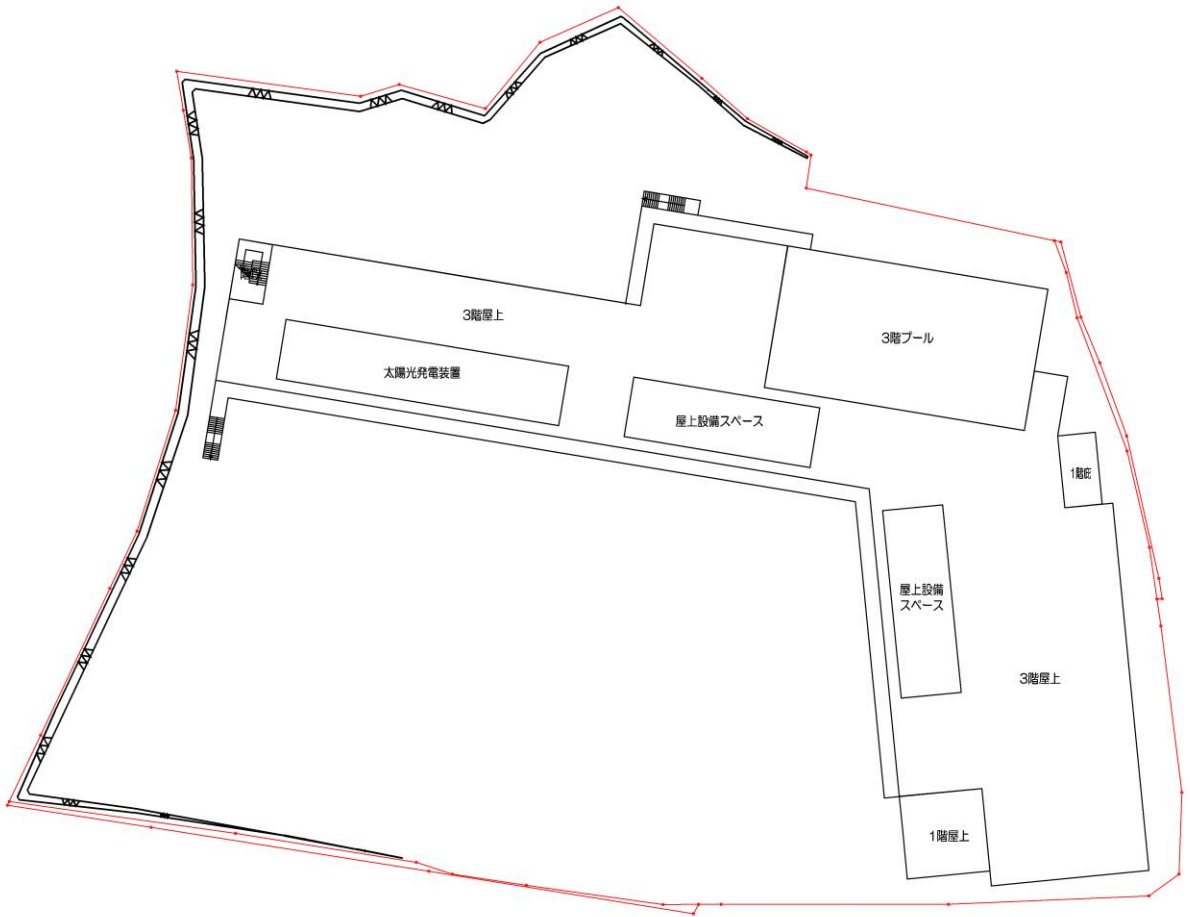
以上より、校舎を北側・東側に寄せた、現在の美鳩小学校に近い配置案を、施設配置の基本として、更なる検討を進めた。



3階平面図(S=1/1,000)



2階平面図(S=1/1,000)



屋上平面図(S=1/1,000)